

第 4 1 号議案

福井県立美術館運営協議会委員の任命について

別紙のとおり、福井県立美術館運営協議会委員を任命する。

平成 2 6 年 2 月 2 5 日提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）第 2 1 条の規定に基づき、みだしの委員を任命したいので、この案を提出する。

福井県立美術館運営協議会委員の任命について

委員候補者新旧対照表

旧

番号	役職等	性別	氏名
1	(社)福井県観光連盟 会長	男	勝木 健俊
2	(株)福井新聞社 代表取締役社長	男	吉田 真士
3	福井大学教育地域科学部准教授 (教育社会学など)	女	羽田野 慶子
4			
5	丸岡高等学校教諭(美術)	女	反保 千佳子
6	福井市日之出小学校長(美術)	女	加藤 桂子
7	(社)福井県文化協議会顧問	男	竹川 重弘
8	(特定非営利活動法人) 福井県子どもNPOセンター 前理事長	女	清水 雅美
9	県立美術館ボランティアの会 会員	男	小澤 晋
10	神職、主婦	女	宮川 薫

計10名(現9名)

任期:平成24年2月7日～平成26年2月6日(2年間)

新(案)

番号	役職等	性別	氏名
1	(社)福井県観光連盟 会長	男	勝木 健俊
2	(株)福井新聞社 代表取締役社長	男	吉田 真士
→ 3	福井大学教育地域科学部准教授 (芸術・保健体育教育講座)	男	湊 七雄 (新)
→ 4	(株)ジャクエツ 代表取締役社長	男	徳本 達郎 (新)
→ 5	足羽高等学校教諭 (美術)	男	阪本 幸円 (新)
→ 6	福井市足羽第一中学校教諭 (美術)	女	松本 和子 (新)
→ 7	(社)福井県文化協議会会 長	男	川島 英治 (新)
→ 8	(特定非営利活動法人) 福井県子どもNPOセンター 理事長	女	齋藤 万世 (新)
→ 9	県立美術館ボランティアの会 会員	女	安久 寿恵子 (新)
→ 10	利用者代表	女	竹田 京子 (新)

計10名

任期:就任した日から2年間

○博物館法

(博物館協議会)

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○福井県立美術館の設置および管理に関する条例

(福井県立美術館運営協議会)

第四条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十条第一項の規定に基づき、美術館に福井県立美術館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員十五人以内をもつて組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

一 学校教育の関係者

二 社会教育の関係者

三 家庭教育の向上に資する活動を行う者

四 学識経験のある者

五 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。